

税制について

人気お笑い芸人による税申告の不正問題が発覚したことで、税に関する意識がクローズアップされています。そこで今回のCBCA NEWSでは、大人ならこの程度は知っておきたい知識として、日本の税制についてまとめました。

◆ 税の種類

税には沢山の税目があり、とても複雑に見えますが、その大枠は案外シンプルです。

国税と地方税は、課税主体に着目した分類です。また、所得課税・消費課税・資産課税等は、税負担を経済活動のどの局面に求めているかに着目した分類です。全ての税目は、この2つの分類方法による6種類のいずれかに属することとなります。

国税で主なものは、所得税、法人税、消費税の3つです。

地方税で主なものは、住民税(個人・法人)、事業税、地方消費税、固定資産税の4つです。

これらの主な税目だけで、国税・地方税全体の約8割を占めます。

国税・地方税の種類・税目

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 地方法人特別税 特別法人事業税 森林環境税(令和6年度～) 復興特別所得税	住民税(個人・法人) 事業税		消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税(環境性能割・種別割) 軽自動車税(環境性能割・種別割) 鉱区税 狩猟税 鉱産税 入湯税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税	消費課税		

(出典) 財務省 HP

◆ 税収内訳

平成29年度決算額にて、税収の内訳を見てみましょう。(p2のグラフ参照)

国税と地方税の金額は、およそ6:4の規模になります。

次に、主な税目の内訳を見てみましょう。個人に対する所得税と住民税の合計額は、国税・地方税全体の約31%を占めます。法人に対する法人税と地方法人二税(住民税・事業税)の合計額は、全体の約19%を占めます。消費税(国税・地方税)の合計額は、全体の約22%を占めます。なお、今年10月に消費税率が8%から10%へ引き上げられたため、今後は消費税の全体に占める割合がもう少し高くなるでしょう。そして、固定資産税額は、全体の約9%を占めます。ちなみに、固定資産税の地方税における割合は約22%を占めます。地方財政において固定資産税は、かなり重要な財源であることが理解できます。

◆ 税の申告と源泉徴収

国の税金は、納税者が自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付することになっています。

これを「申告納税制度」といいます。申告納税制度では、申告をしなければならぬ人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告したりすると、「加算税」や「延滞税」が課される場合があります。

源泉徴収とは、年間の所得にかかる税金（所得税）を事業者が給与からあらかじめ差し引くことをいいます。従業員の給与を支払う事業者で

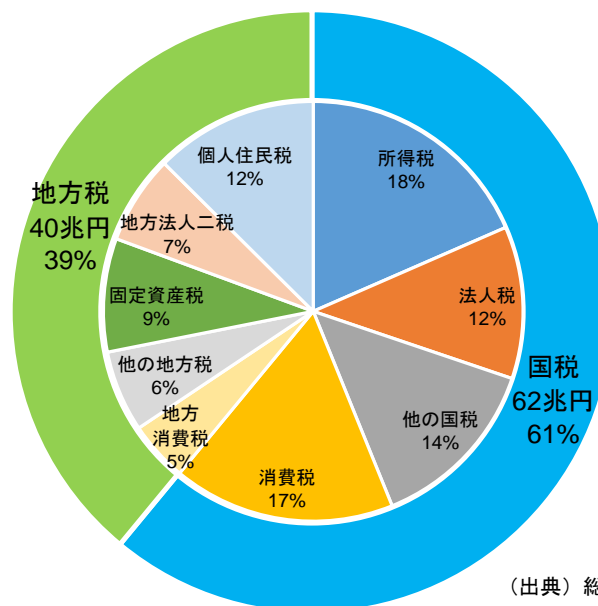
あれば、必ず行わなければなりません。事業者が源泉徴収を行うことで、従業員は確定申告をする必要がなくなります。（ただし、源泉徴収対象以外の所得がある個人は、別途確定申告を行う必要があります。）また、国にとっても、個人から確実に所得税を徴収することができるので、源泉徴収は大きなメリットがあります。

◆ 税制改正

国や自治体は公共施設や行政サービスなどを維持・提供するために税金を賦課、または徴収する仕組みが「税制」です。より良い仕組みを目指し、税制は、政権や社会、時代などに合わせて新しいものへと作り変える必要があります。

日本では基本的に、年1回のペースで税制改正を行っています。改正までの流れは次の通りです。まず、夏頃までに、各省庁から、翌年の税制に関して財務省へ「税制改正要望」が提出されます。続いて、12月中旬頃に、与党から「税制改正大綱（原案）」が発表されます。これは各省庁からの要望を受けて、税制調査会がその内容を審議して、細部まで具体化したものです。テレビや新聞などでも注目され、よく報道されます。その後、翌年1月下旬から2月上旬にかけて、この大綱をもとに策定された「税制改正法案」が国会に提出されます。そして、衆議院・参議院の両方で審議がなされ、遅くとも3月末までに成立・交付、多くの場合で4月1日から改正法が施行されることとなります。

国税・地方税の税収内訳（平成29年度決算額）



（出典）総務省 HP

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先